

裁判を受ける環境の公平性の確保について

【担当省庁：法務省、最高裁判所】

1 裁判所支部の新設

住民の裁判を受ける環境の公平性を確保するため、利便性の低い京都府南部地域に、速やかに地方裁判所・家庭裁判所の支部を設置していただきたい。

- 京都府における裁判所の配置については、京都市に所在する京都地方裁判所及び家庭裁判所が京都市以南を管轄している。

府南部の山城地域の住民の利便性を向上させるためには、山城地域への支部の設置が必要である。

なお、府南部地域には簡易裁判所が2箇所設置されているものの、扱える事件は限定的である。

成年後見、相続、子の親権・監護 → 家庭裁判所
 破産・民事再生、民事保全・民事執行 → 地方裁判所

- 府南部地域は人口増加が続く地域であり、簡易裁判所の受理件数は京都市域を除けば最も多い。

しかしながら、一方で、京都地方裁判所へのアクセスは公共交通機関の便数が少ないこともあり、大変厳しい状況にある。

京都府の担当課	総務部 総務調整課 (075-414-4033)
---------	--------------------------

- 憲法における裁判を受ける権利の条文
 - ▶ 日本国憲法32条「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない」

- 裁判所の設置に係る法的根拠
 - ▶ 地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則(昭和22年12月20日)(最高裁判所規則第14号)

■ 京都府内の地方裁判所・家庭裁判所支部の配置状況

	支部の名称	所在地	管轄区域
本庁	京都地方裁判所 京都家庭裁判所	京都市中京区 " 左京区	京都市、南丹市の内旧美山町、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村、井手町、宇治田原町、宇治市、城陽市、久御山町
支部	京都地方裁判所園部支部 京都家庭裁判所園部支部	南丹市	園部簡易裁判所管轄区域 亀岡簡易裁判所管轄区域
	京都地方裁判所宮津支部 京都家庭裁判所宮津支部	宮津市	宮津簡易裁判所管轄区域 京丹後簡易裁判所管轄区域
	京都地方裁判所舞鶴支部 京都家庭裁判所舞鶴支部	舞鶴市	舞鶴簡易裁判所管轄区域
	京都地方裁判所福知山支部 京都家庭裁判所福知山支部	福知山市	福知山簡易裁判所管轄区域

■ 簡易裁判所の受理件数（平成27年）

民事・行政事件 受理		民事・行政事件 受理		(単位：件)	
京 都	7,016	園 部	142	民事・行政事件	受理
伏 見	1,526	亀 岡	288	管内総数	
右 京	1,253	宮 津	107		
向日町	613	京丹後	137	13,592	
木 津	865	舞 鶴	273		
宇 治	957	福 知 山	415		

■ 京都府南部地域の現状

- ▶ 約56万人という京都府全体の約21%にあたる人口を抱え、現在も増加傾向
- ▶ 特に、木津川市(4.4%)、京田辺市(4.3%)、精華町(2.1%)の人口増加は著しい。
- ▶ 経済規模(地域内総生産)は京都府全体の18.2%で京都市の約1/3の規模(H20年度)
- ▶ 本庁までは南山城村から片道約1時間45分(移動時間のみ、乗換等考慮せず)を要する